

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年7月29日（平成28年（行情）諮問第479号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第516号）

事件名：「特定労働基準監督署に依頼した特定個人が以前勤めていた特定工場における有機溶剤の取扱いについて適正であったかどうかを確認できる書類」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日に特定労働基準監督署に対して特定個人が依頼した，特定事業場における有機溶剤の取扱いが適正であったかどうかを確認できる書類」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，岡山労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年4月21日付け岡労発基0421第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不開示理由として，法8条をあげているが，これは行政機関の権利を行使するにとどまることに留意していただきたい。これにより，行政機関は法5条の特定個人の識別の可否を主張できるものではない。

また，法8条の存否情報そのものが法5条2号のイと結びつけられているが，その主張にも無理がある。法8条を先立たせ，義務を放置している。

したがって，行政文書不開示の正当な理由に相当しない。

（2）意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成28年8月25日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており，その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示理由の法の適用条項を法5条1号、4号及び6号イに改めた上で、法8条の規定に基づき本件対象行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、特定年月日に特定労働基準監督署に対して特定個人が行った、特定事業場における有機溶剤の取扱いに係る申告、相談、情報提供等（以下「申告等」という。）について、当該事業場における取扱いが適正であったかどうかを確認できる書類を求めるものである。本件対象文書については、仮に存在するとすれば、監督復命書又は安全衛生指導復命書（以下「復命書」という。）である。

ア 監督復命書について

監督復命書とは、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った後に、その監督結果を所属する労働基準監督署長に対して復命するために臨検監督を行った事業場ごとに作成する文書であり、是正勧告やその他指導を行った場合は、是正勧告書（控）等指導に関する文書や当該指導に対する是正報告書等が添付されることがある。

イ 安全衛生指導復命書

安全衛生指導復命書とは、事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った担当官がその所属する労働基準監督署長に指導・調査結果を復命するため、事業場ごとに作成される文書である。

(2) 本件対象行政文書の不開示情報該当性について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としている。

また、法は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認めており、その際、開示請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、第三者からの開示請求と同様に取り扱うべきものである。

本件開示請求について、特定個人からの申告等に基づき実施した復命書の存否について応答することは、すなわち労働基準監督機関に対する特定個人からの申告等の有無の情報を開示することとなる。特定個人からの申告等の有無の情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定個人を識別することができる情報であるから、本件対象行政文書の存否を答えることは、法5条1号に規定する不開示情報を開示

することとなるものである。

また、特定事業場に係る申告等の有無が開示された場合、労働者が申告等を行った事実が事業主等に知られるおそれがある。このような場合、当該事業場内において情報提供者の探索が行われ、申告等を行った疑いを持たれた労働者に対し嫌がらせ等不利益な取扱いが行われることも考えられるため、労働者が労働基準監督機関に情報提供することを躊躇するという事態も起こり得る。こうした事態が生ずることは、労働基準監督機関にとっても貴重な情報源を失うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の遂行に支障を及ぼし、また、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがある。

このため、申告等を受けて特定事業場に対し実施した復命書の存否について応答することは、法5条6号イにいう「検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又はその発見を困難にするおそれ」があり、また、同条4号にいう「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」がある不開示情報を開示することとなるものである。

以上により、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、要旨「法8条は任意規定であり、これにより不開示該当性を主張できるものではない」などと主張しているものと思われるが、本件不開示情報該当性については、上記(2)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

3 結論

以上のとおり、本件行政対象文書の存否を明らかにせず不開示とする決定については、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年7月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月25日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年10月27日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定年月日に特定労働基準監督署に対して特定個人が依頼した、特定事業場における有機溶剤の取扱いが適正であったかどうかを確認できる書類である。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号及び2号イの不開示情報を開示することとなることから、法8条に基づきその存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は不開示理由を法5条1号、4号及び6号イに改めた上で原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報として規定している。

本件対象文書が存在しているか否かを答えることは、特定個人が申告したことにより、労働基準監督署職員が特定会社を調査したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなると認められる。

本件存否情報は、開示請求書において特定個人の氏名が明らかにされていることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとはいえず、また、そのような性質を有するものとも認められないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなることから、同条4号及び6号イについて判断するまでもなく、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきであると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号及び2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が、当該情報は同条1号、4号及び6号イに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条1号に該当すると認められるので、同条4号及び6号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子